

仕様書

1 業務名

手稲山プロモーション事業企画立案及び実証実験イベント実施業務

2 背景及び目的

手稲山は、1972 年の冬季オリンピック札幌大会の会場であり、手稲区のシンボルとして区民に親しまれているが、現状では冬季の利活用が主であり、グリーンシーズンにおける利活用や知名度はさらに向上する余地がある。また、区民のふるさと意識を高めていくためには、区民が区の魅力を認識し、活用することが重要であるが、新型コロナウイルス感染症の影響によりその機会が喪失している。

手稲区民をはじめとした札幌市民などに、年間を通じた手稲山の魅力を感じてもらい、手稲山のさらなる活性化と知名度向上を目指すとともに区民のふるさと意識の醸成を図ることを目的とする。

3 業務の内容

上記 2 の目的を達成するため、2024 年度～2027 年度におけるグリーンシーズンを中心とした手稲山の効果的なプロモーション事業の企画立案及びこの企画立案に活用するための実証実験イベントを実施すること。

なお、本業務で企画立案した 2024 年度～2027 年度におけるプロモーション事業の実施は含まない。

年度	主な業務	
2023	(1) 2024～2027 年度に実施するプロモーション事業（イベント・広報）の企画立案 (2) 実証実験イベントの実施（2023 年 10 月頃までに実施） (3) 実施報告	
2024	2023 年度に企画立案されたプロモーション事業（イベント・広報）の実施	※本業務の範囲外 2024 年度以降に別途業務委託の上、実施
2025		
2026		
2027		

(1) 2024 年度～2027 年度に実施する手稲山プロモーション事業の企画立案

企画立案するプロモーションの内容は以下のア～ウのとおりとし、具体的な実施内容（時期、回数、参加対象者、経費等）を示すこと。

※2024 年度以降の年度内上限を（経費：500 万円）とする。

ア 手稲山の魅力を発信するイベント

企画立案に当たっては、イベントの会場となる場所の管理者又は管理法人から意見を聴取すること。また、手稲山を会場とする場合は、手稲山はヒグマの生息地であることを留意すること。

【イベント参考例】

《手稲区が主催する既存のイベント》

- ・手稲山ウォーキング：普段通れない手稲山麓駅から山頂までウォーキング
- ・親子スキー教室：小学1年生が対象の親子で受けるスキー教室
- ・フォトコンテスト：「ていねっていいね！」とを感じる写真コンテスト

《民間・地域団体が主催する既存のイベント》

- ・SAPPORO★テイネトレイル：トレイルランニング（山岳マラソン）大会
※SAPPORO★テイネトレイル実行委員会が主催
- ・手稲山の日記念ウォークイベント：区内各所で手稲山を望み、クイズ形式の講座で手稲を学ぶ
※北海道科学大学が主催

イ 手稲山の魅力を発信する広報・PR

2024年度～2027年度に実施する手稲山プロモーション事業を効果的に周知、活性化を促し、目的の達成に向けた広報の企画立案を示すこと。なお、委託者が提供するプロモーション素材（VR素材及び動画）を活用した企画立案を行うことも可能である。

※企画立案に当たって、委託者が提供するVR素材を利用する場合は、利用したVRコンテンツに関するサーバー及びドメイン、ファイルの保守管理を行うこと。

※プロモーション素材（VR素材・動画）を希望する場合は、手稲区地域振興課へ電子メールで申し出るものとする。

電子メール送信先メールアドレス：te.chiikishinko@city.sapporo.jp

ウ その他

受託者が必要、効果的と考えるプロモーションの内容を示すこと。

(2) 実証実験イベントの実施

手稲山の魅力を発信する実証実験イベントを実施すること。なお、イベントは2023年10月頃までに実施すること。また、以下のア～カについては、留意すること。

ア 実施に当たっての準備及び実施運営

会場・必要資材の確保及びイベント関係者との調整、当日の運営等については、受託者において行うこと。

イ 参加費等の徴収

イベントの実施に当たって、参加者から費用を徴収することも可能とするが、参加費等の徴収を行う場合は、会場使用料等の実費に相当する業務履行に必要な範囲での金額に設定とすること。また、委託者へ設定金額等についての許可を事前に受けること。

ウ 広報・PR

当該イベントを周知するためのチラシ・ポスターを作成するなど、来場を促すような効果的な広報・PRを行うこと。

エ 効果測定の実施

上記(1)における企画を決定する際の検討材料に、手稲区民ひいては札幌市民の意向を反映できるよう、実証実験イベントに関するアンケート調査やワークショップ等の効果

測定を必ず実施すること。

オ 実施目標値

実証実験イベントの実施目標は、以下のとおりとし、可能な限り達成に努めること。

動画配信型イベント：アクセス数 1,000 回以上

参加募集型イベント：参加者数 200 人以上

来場型イベント：総来場者数 300 人以上

カ その他

手稲山を会場とする場合は、手稲山はヒグマの生息地であることを留意すること。

(3) 実施結果の報告

指定の期限までに、実施概要、実施結果（企画立案の内容、見込まれる効果、実証実験イベントの結果等）を取りまとめ、報告すること。

4 プロモーション事業の目標

2024 年度～2027 年度の各年度で、プロモーション事業に関連するホームページやWEB動画へのアクセス数、実施イベントへの参加者数等を総合して、7,000 人以上を目標とする。

5 成果物及び提出物等

(1) 業務予定表

業務の着手にあたり、業務予定表（任意様式）を作成し、提出すること。

(2) 業務における提出物

ア 企画書（A4縦 カラー両面印刷）・・・・・・ 5 部

※12 月末までに案を提出し、それに対する委託者の意見等を反映した上で、成果物を提出すること。

イ 業務報告書（A4縦 カラー両面印刷）・・・・ 5 部

ウ 電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 組

※上記ア及びイの編集可能な電子データ及び業務に用いた基礎資料等を電子媒体（CD-R 等）で提出すること。

(3) 完了届

全ての業務完了後に提出すること。

(4) 納入期限・提出場所

ア 納入期限

令和 6 年 3 月 15 日（金）

イ 提出場所

札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1-10 手稲区役所 3 階 手稲区市民部地域振興課

6 成果物の著作権等

(1) 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。また、受託者は委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の

権利を侵害しないこと。

- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 安全の確保

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、常に安全の確保をしなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施上の瑕疵により、第三者等に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で保険の加入等を行うこととし、事故等が発生した場合は、受託者が速やかに対応するとともに委託者へ報告すること。

8 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務にかかる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

9 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び「個人情報取扱留意事項」（別紙）に基づき、適切な措置を講ずること。

10 問合せ先

担当 手稲区地域振興課地域活動担当 横山

住所 〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目

電話 011-681-2445 FAX011-681-2523

別紙

個人情報取扱留意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、役務による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、札幌市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、札幌市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに札幌市に返還するものとする。ただし、札幌市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに札幌市に報告し、札幌市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 札幌市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。